

講習コースと受講料

助成金は労働局ホームページを御確認下さい。

☆受講資格…満18歳以上の健康な男女
☆講習時間／8:00～12:00・13:00～17:00

移動式クレーン運転実技教習 登録番号 1208 (有効期限 2025年3月31日)	実技・学科	120,000円 (学科受験料別途)	学科試験は中部安全衛生技術センターにて実施 (各自で申し込んでください) 学科:20H…入校式後5Hの4日間 ※実技修了証の有効期限は1年間 ※当校の生徒で学科不合格だった方、1年間は学科無料補講可
移動式クレーン運転実技教習 登録番号 1208 (有効期限 2025年3月31日)	実技のみ	95,000円	入校式は受講日前の土曜日に実施
小型移動式クレーン運転技能講習 登録番号 1235 (有効期限 2025年3月31日)	免除なし	38,000円	3日間
	一部免除あり	35,000円	
玉掛技能講習 登録番号 1217 (有効期限 2025年3月31日)	免除なし	25,000円	3日間
	一部免除あり	22,000円	
高所作業車運転技能講習 登録番号 1240 (有効期限 2025年3月31日)	17Hコース 免許なし	42,000円	3日間
	14Hコース	41,000円	2日間
	12Hコース	39,000円	
フォークリフト運転技能講習 登録番号 1251 (有効期限 2025年3月31日)	35Hコース	42,000円	5日間
	31Hコース	37,000円	4日間
	15Hコース	34,000円	3日間(1・2日目と最終日)
	11Hコース	34,000円	2日間(1日目と最終日)
車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込み及び掘削) 登録番号 1277 (有効期限 2025年3月31日)	18Hコース	42,000円	3日間
足場組み立て等作業主任者技能講習 登録番号 1284 (有効期限 2025年3月31日)	13Hコース	17,000円	2日間
職長・安全衛生責任者教育	14Hコース	15,000円	2日間
特別教育	ハース	11,000円	1日間
	クレーン特別教育	17,000円	2日間
	アーク溶接	22,000円	3日間

小型移動式クレーン運転技能講習

クレーン・デリック運転士免許、玉掛技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方。
(入校時に免許証又は技能講習修了証のコピーを提出してください。)

玉掛技能講習

クレーン、移動式クレーン、床上操作式クレーン、デリック又は揚貨装置で吊り上げ荷重が1トン以上の玉掛資格者の補助作業又は1トン未満の玉掛業務に6カ月以上ついた経験のある方
(申込書の受講資格証明欄に事業主の証明印が必要です。)
床上操作式クレーン又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方。クレーン又は移動式クレーン免許を持っている方。
(入校時に免許証又は技能講習修了証のコピーを提出してください。)

高所作業車運転技能講習

17Hコース……自動車免許をお持ちでない方。(月1回実施)
14Hコース……大型特殊自動車第二種免許、大型特殊免許、普通自動車、準中型又は中型・大型自動車免許を持っている方。
・車両系建設機械、フォークリフト運転技能講習を修了された方。
(入校時に免許証又は技能講習修了証のコピーを提出してください。)
12Hコース……移動式クレーン免許証を取得された方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方。
(入校時に免許証又は、技能講習修了証のコピーを提出してください。)

フォークリフト運転技能講習

35Hコース……自動車運転免許証を持っていない方。
31Hコース……大型・中型・準中型・普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定)を持っている方。
(入校時に免許証のコピーを提出してください。)
15Hコース……自動車運転免許証のない方で1トン未満のフォークリフトの運転経験が6ヶ月以上ある方。
11Hコース……大型特殊自動車第二種免許、大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を持っている方。
・大型・中型・準中型・普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定)を有し、1トン未満のフォークリフトの運転経験が3ヶ月以上ある方。
(申込時に免許証のコピー、特別教育修了証(当校規格のもの)を提出してください。)



車両系建設機械運転技能講習(整地・運搬・積込み及び掘削)

18Hコース……大型特殊自動車第二種免許、大型特殊自動車免許を持っている方。
・普通自動車、準中型又は中型・大型自動車免許を持っている方で、3トン未満の車両系の運転経験が3ヶ月以上ある方。
(入校時に免許証のコピー、特別教育修了証(当校規格のもの)を提出してください。)

足場組み立て等作業主任者技能講習

13Hコース……足場 満21歳以上で3年以上の経験がある方。ただし2015(H27)年7月1日以降の方は「足場組立て特別教育」取得後に3年以上の経験が必要。
(申込書の受講資格証明欄に事業主の証明印が必要です。特別教育終了証のコピーを提出してください。)

一部免除あり、コースとは?



